

# 大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則

平成 28 年 1 月 26 日

規則第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日第 21 号

平成 29 年 6 月 30 日第 69 号

平成 30 年 2 月 8 日第 6 号

令和 2 年 2 月 27 日第 10 号

令和 2 年 3 月 11 日第 22 号

令和 2 年 9 月 1 日第 104 号

令和 8 年 3 月 30 日第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）及び大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成 27 年条例第 75 号）の施行に関し、国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号。以下「政令」という。）及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定認定申請)

第 2 条 法第 13 条第 2 項に規定する申請書は、別記第 1 号様式による。

(特定認定書の交付等)

第 3 条 区長は、法第 13 条第 3 項の規定により特定認定をしたときは、別記第 2 号様式による認定書を交付し、次に掲げる事項を記載した国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業台帳を作成する。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 認定事業者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）及び電話番号その他の連絡先
- (3) 特定認定をした年月日及び番号
- (4) 法第 13 条第 6 項の規定による同条第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項の変更の認定を受けた年月日及びその内容並びに同条第 8 項に規定する事項に係る変更の届出年月日及び変更事項
- (5) 事業の内容
- (6) 施設の構造設備の概要
- (7) 施設の各居室の床面積
- (8) 施設の各居室の設備及び器具の状況
- (9) 施設内の清潔保持の方法

- (10) 提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制
- (11) 施設のホームページアドレス
- (12) 近隣住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制並びにその周知方法
- (13) 指導等の記録

2 法第 13 条第 3 項の規定による特定認定をしない場合の通知は、別記第 3 号様式による。  
(変更特定認定申請等)

第 4 条 法第 13 条第 6 項の規定による変更の認定の申請書は、別記第 4 号様式による。

2 区長は、法第 13 条第 7 項の規定により準用する同条第 3 項の規定による認定をしたときは、別記第 5 号様式による国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業変更認定書を交付するものとする。

(変更届等)

第 5 条 法第 13 条第 8 項の規定による変更の届書は、別記第 6 号様式による。

2 省令第 16 条の規定による廃止の届書は、別記第 7 号様式による。

3 認定事業者は、施設を使用させる期間を変更したときは、当該変更の日から 10 日以内に、別記第 6 号様式により区長にその旨を届け出なければならない。

(近隣住民の範囲)

第 6 条 政令第 13 条第 7 号に規定する周辺地域の住民（以下「近隣住民」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の存する建物に他の施設が存する場合の当該他の施設の使用者

(2) 次のア又はイに掲げる建物の使用者

ア 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の存する建物の敷地の境界線から、他方の建物の敷地の境界線までの水平距離が原則として 20 メートル以内にある場合の全ての建物（一方の建物の外壁から他方の建物の外壁までの水平距離が原則として 30 メートルを超えるものを除く。）

イ 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の滞在者が公道に至るために私道を通行する必要がある場合における当該私道を日常的に通行する必要がある建物その他当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の滞在者と生活圏が密接する範囲にあると認められる建物

(近隣住民への説明)

第 7 条 政令第 13 条第 7 号に規定する説明は、次に掲げる事項について説明会等により書面を用いて説明すること及び施設の設置予定地の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(1) 特定認定を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の

氏名並びに所在地)

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 特定認定を受けようとする事業の内容

(4) 近隣住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先（部署名又は担当者名、所在地及び電話番号）

(5) 廃棄物の処理方法

(6) 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法

(7) 近隣住民からの意見を受け付ける期間

(8) 当該特定認定を受けようとする事業で使用する施設の周辺地図

(9) 当該書面の問合せ先

- 2 近隣住民に対する説明を実施したときは、当該事業について近隣住民から意見を聴取するものとする。この場合において、意見を受け付ける期間は、近隣住民の意見を十分に聴取するため、必要な期間を確保するものとする。

（緊急時及び近隣住民からの問合せ対応）

第8条 政令第13条第5号及び第8号に規定する緊急時の情報提供並びに施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、常時対応できるよう、緊急連絡先の表示及び必要な体制を整えておくものとする。

付 則

この規則は、平成28年1月29日から施行する。

付 則（平成29年6月30日規則第69号）

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 改正前の大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付 則（平成30年2月8日規則第6号）

この規則は、平成30年3月15日から施行する。

付 則（令和2年2月27日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月11日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年9月1日規則第104号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の第8条及び第9条の規定により行った近隣住民への周知は、この規則による改正後の第6条及び第7条の規定による近隣住民への説明とみなす。

す。

付 則（令和 8 年 3 月 30 日第 70 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則第 8 条の規定は、この規則の施行の際現に特定認定を受けた事業で使用している施設については、令和 11 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規則による改正前の大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

（略）

第 2 号様式（第 3 条関係）

（略）

第 3 号様式（第 3 条関係）

（略）

第 4 号様式（第 4 条関係）

（略）

第 5 号様式（第 4 条関係）

（略）

第 6 号様式（第 5 条関係）

（略）

第 7 号様式（第 5 条関係）

（略）